

## 目標(大項目) 2

### ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) の推進

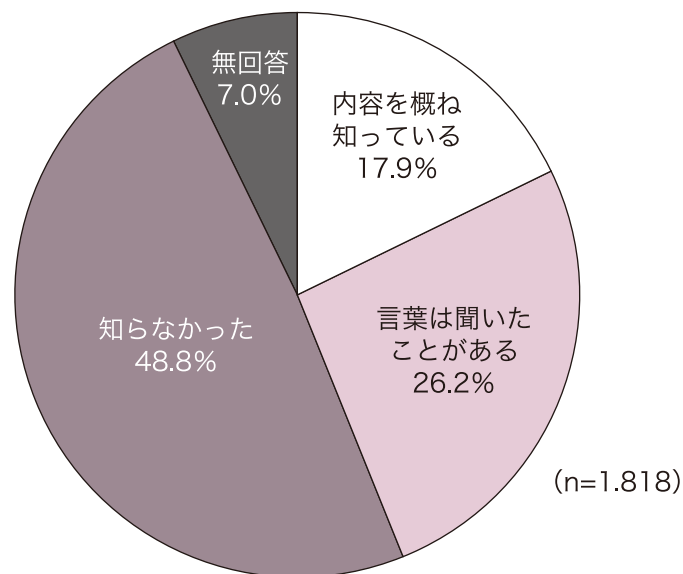
ワーク・ライフ・バランス<sup>※1</sup>を実現するためには、男女が共に働き方を見直し、個人それぞれの多様な価値観に基づいた生活のできる環境をつくることが求められます。

そのためには、男女が共にワーク・ライフ・バランスの重要性を認識するとともに、事業者が個人の多様な選択を可能にする制度を構築し、支援していくことが重要です。

しかし、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉や取組についての認知度はいまだ低い状況にあります。

今後はワーク・ライフ・バランスの考え方を広く社会に浸透させ、男女が共に仕事と生活を調和させた豊かな生活を送れるよう、事業を展開していきます。

#### 【ワーク・ライフ・バランスの認知度】



第41回(平成21年度)目黒区世論調査

※1 ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和がとれ、その両方が充実している状態をいいます。

## 課題(中項目) 2-1 仕事と生活の両立支援

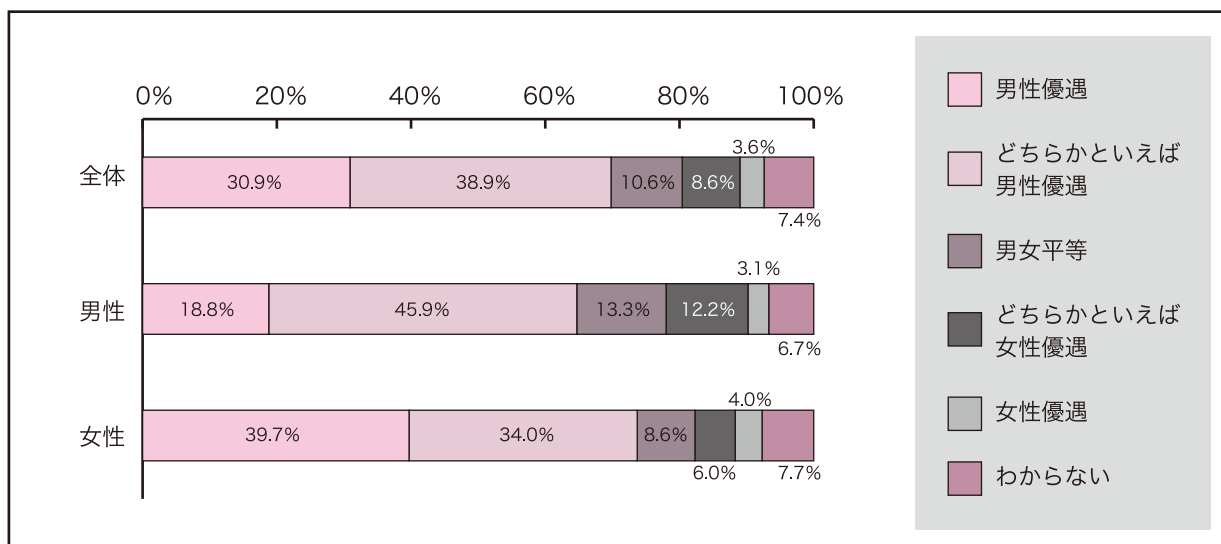
価値観が多様化し、仕事と生活の調和を図りたいと考える人が増える一方、結婚や出産を機に離職する女性の割合は依然として高く、男性の仕事優先の働き方も続いています。

男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性や能力をさまざまな分野で発揮し、仕事と生活を調和させた豊かな生活を営むためには、男性が家庭で自立し、男女が共に家事・育児・介護を分かち合う環境づくりと、多様な働き方を可能にする職場体制の整備が不可欠です。

事業者にとっては、仕事と生活の両立支援策を充実させることにより、優秀な人材の確保、社員の意欲向上、生産性の向上など、多くのメリットがあります。

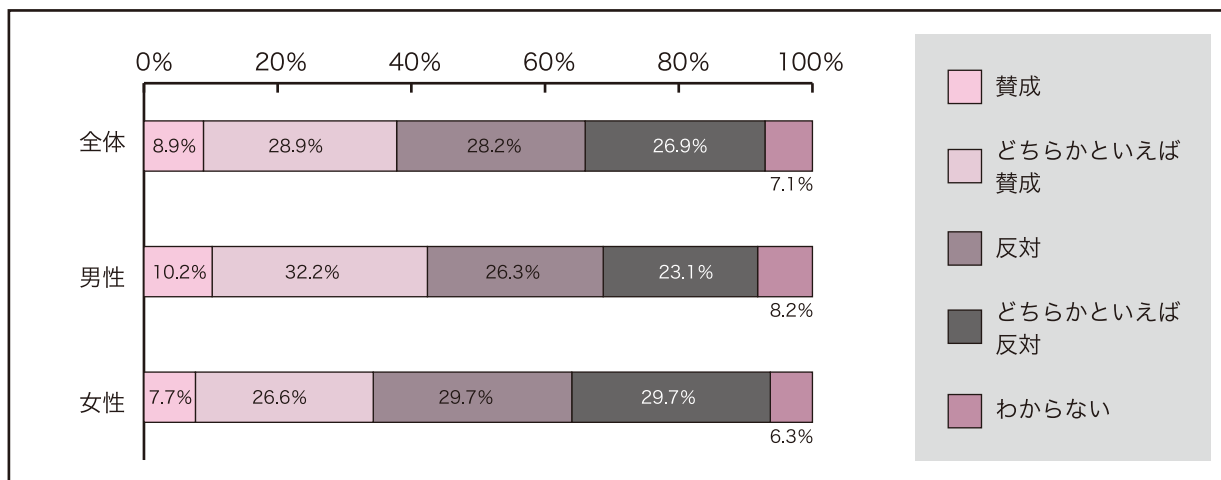
ワーク・ライフ・バランスの実現には事業者の理解・協力が不可欠であり、事業者に対する取組を積極的に進めていきます。

### 【家庭生活(家事・育児・介護)での男女平等意識】



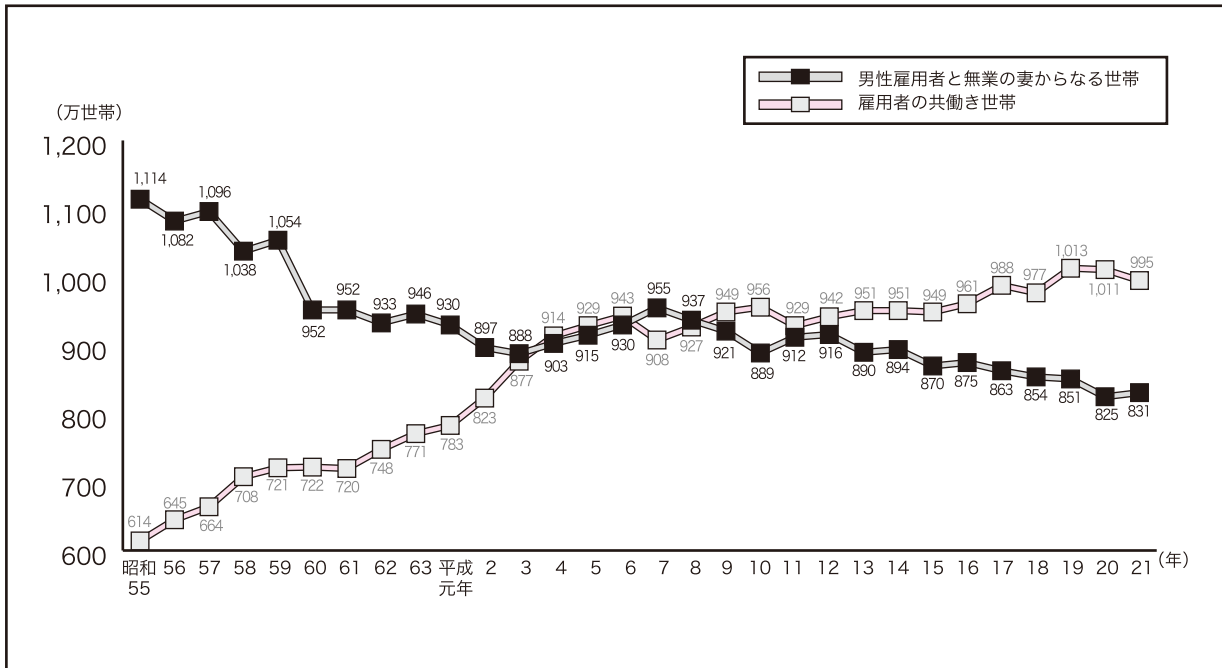
平成 22 年度日黒区男女平等・共同参画に関する意識調査

### 【「男は仕事、女は家事・育児」という考え方について】



平成 22 年度日黒区男女平等・共同参画に関する意識調査

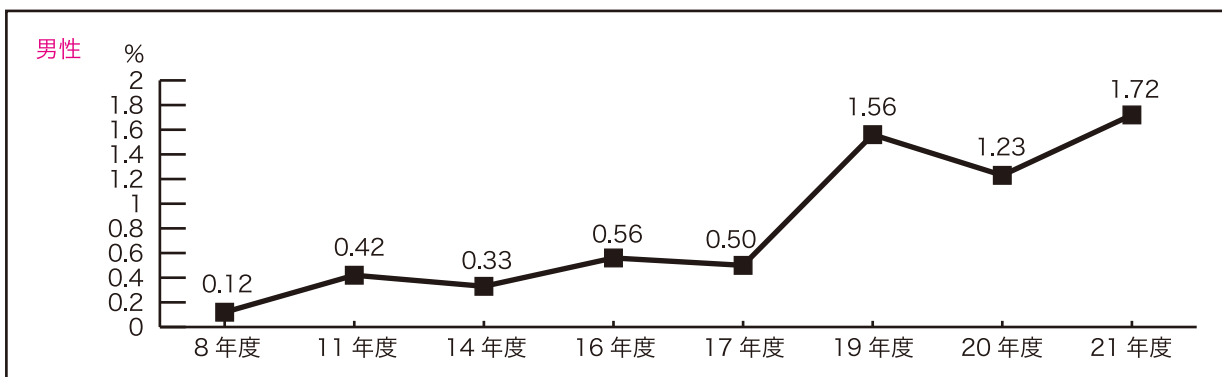
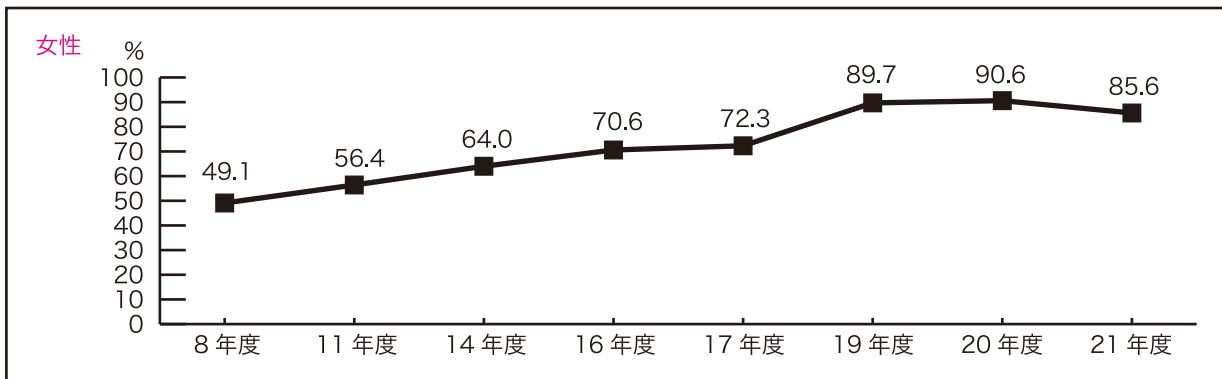
## 【共働き等世帯数の推移（全国）】



- (備考) 1. 昭和55年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、14年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。  
 2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。  
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者の世帯。

出典：内閣府「平成22年度版男女共同参画白書」

## 【育児休業取得率の推移】



育児休業取得率 =  $\frac{\text{出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む）の数}}{\text{調査前年度1年間の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数}}$

出典：平成21年度雇用機会基本調査

### 施策の方向（小項目）① 事業者におけるワーク・ライフ・バランスの取組の促進

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
43	事業者における取組の情報収集	区内事業者のワーク・ライフ・バランスの取組に関する情報を収集します。	人権政策課	新規
44	ワーク・ライフ・バランス表彰制度の実施	ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる区内事業者を表彰し、区報等で周知します。	人権政策課	新規
45	事業者向け啓発事業の実施	ワーク・ライフ・バランスの理解を深めるために、区内事業者に啓発用DVDの貸出を行うとともに、ノー残業デーなど具体的な取組を紹介する啓発講座を実施します。	人権政策課	新規

### 施策の方向（小項目）② 男女が子育てや介護を担いながら働くための職場環境の整備

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
46	子育てや介護を担いながら働くための意識啓発	男女が共に子育てや介護を担いながら働くための法制度の普及や意識づくりに向けた啓発を行います。	人権政策課 産業経済課	継続
47	職員の育児・介護休業制度の利用促進	区職員に対し、育児・介護休業制度の利用を周知・奨励します。	全課 (人事課)	継続
48	職員の家族による職場参観の実施	区職員の家族（主に子ども）が職場や施設の見学等を通じて、働く父親・母親への理解を促進するための「職場参観」の実施方法や課題等について検討します。	人権政策課 人事課	新規

### 施策の方向（小項目）③ 男性の家庭における自立の促進

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
49	男性の参画促進に向けた意識啓発	家事や子育て、介護の分野に男性の参画を促進するための啓発を行います。	人権政策課	継続
50	家事、育児、介護に関する知識・技術を習得する機会の提供	男性向けの料理教室や家事講座、消費者教室、育児教室、家族介護教室など、男性の家庭における自立のための基礎的知識や技術を習得することを目的とした講座を開催します。	人権政策課 消費生活・区民センター整備課 保健予防課 碑文谷保健センター 地域ケア推進課 生涯学習課	継続